

## 資料 1 - 4 議案第 234 号

東京都市計画道路幹線街路環状第 6 号線の変更について（東京都決定）

### 1 変更概要

東京都より、東京都市計画道路幹線街路環状第 6 号線（以下、幹線街路環状第 6 号線という）の未整備区間である品川区大崎一丁目から大崎三丁目の約 190 メートルの区間について、現況において東京都の道路構造例等を満たし、安全かつ円滑な交通が確保されていること等が確認されたため、現道合わせとする都市計画変更案（東京都決定）が示された。

また、平成 23 年の都市計画法改正に伴い、車線数を定めるよう努めることが同法施行令で規定されたことを受け、全線に渡り車線数を 4 車線及び 6 車線に決定する都市計画変更案についても併せて示されている。

なお、今回の都市計画変更案については、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、東京都から板橋区に対する意見照会があったものである。

### 2 都市計画の案

別紙（位置図、計画概要図）

### 3 板橋区に係る変更内容

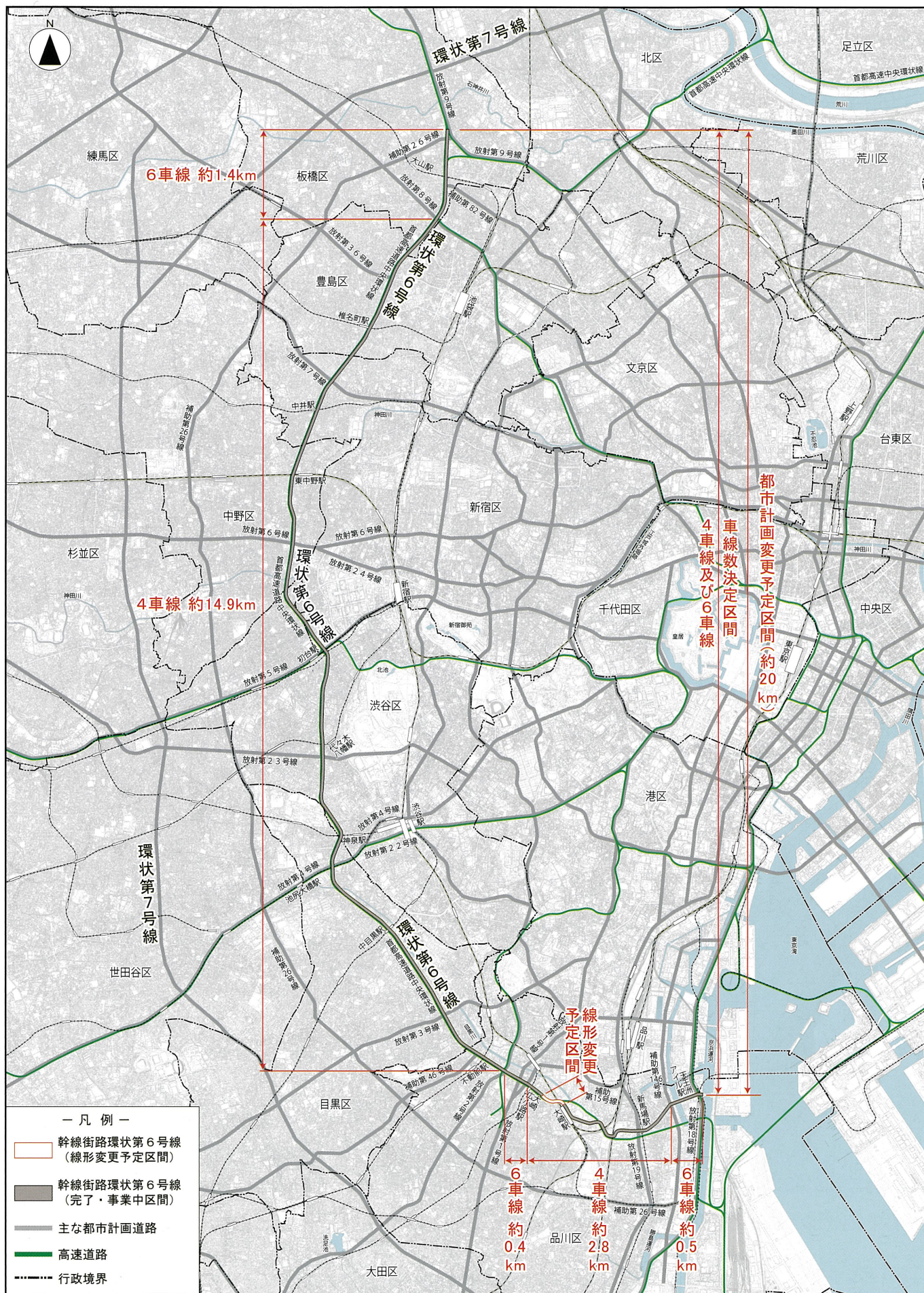
車線数（変更前）指定なし ⇒（変更後）4 車線 0.7 km、6 車線 1.4 km  
（板橋区においては南町から氷川町及び仲宿各地内までの区間）

### 4 これまでのスケジュール

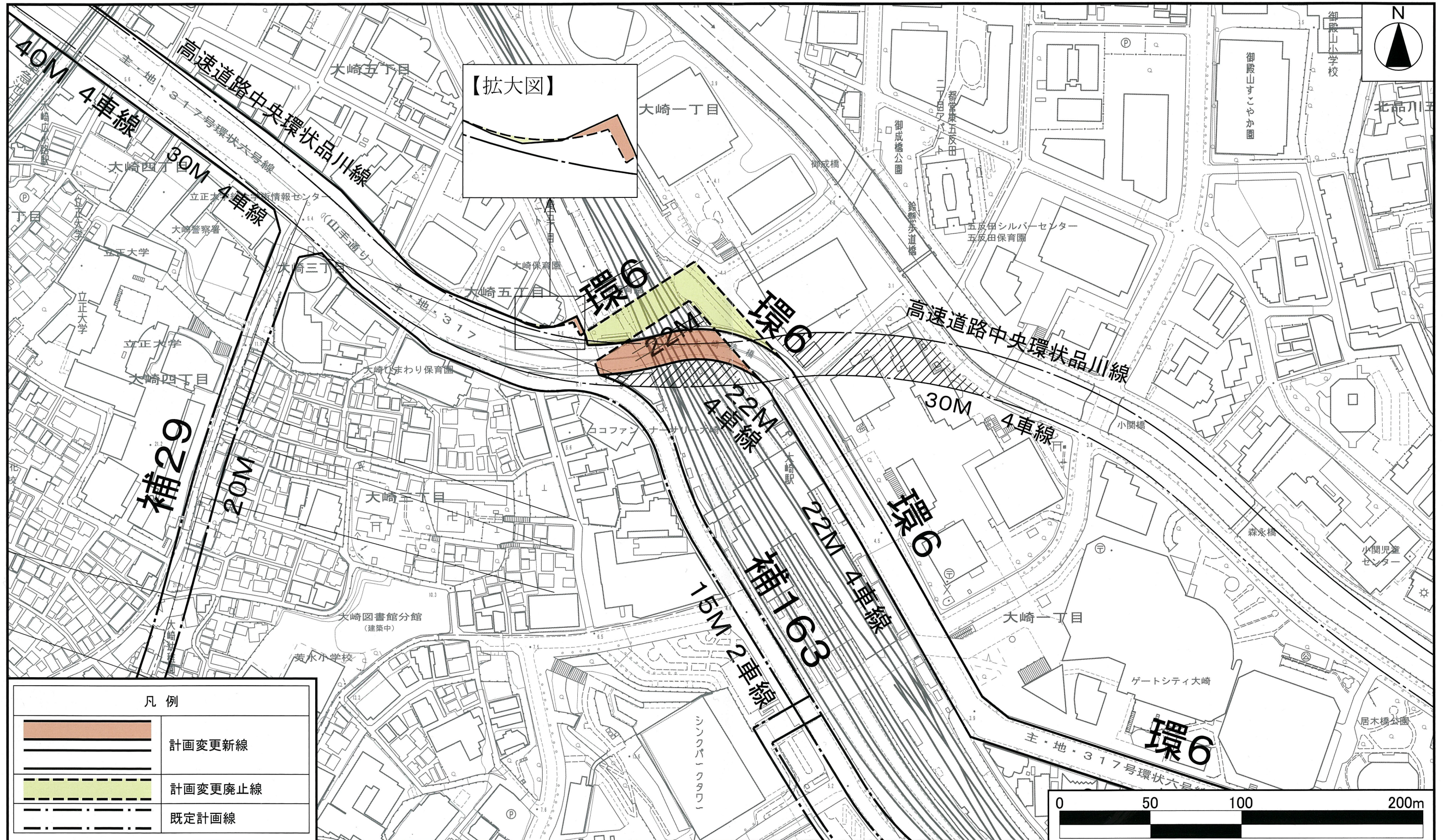
令和 5 年 11 月 18 日 「広報いたばし」及び板橋区ホームページに都市計画案の縦覧・意見募集の記事記載

12 月 1 日 都市計画案の縦覧・意見募集開始（令和 5 年 12 月 15 日まで）

# 位置図



計画概要図



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第330号)して作成したものです。無断複製を禁じます。  
 (承認番号) 5都市基街都第27号、令和5年4月25日  
 この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。